



基本規程第1号

定款

主管部署： 総務課
制 定 日： 1956/04/20
最終改定日： 2023/03/01
施 行 日： 2023/03/01

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、蔵王産業株式会社と称し、英文ではZAOH COMPANY, LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 公害防止・清掃機器および資材、これに関する物品の輸出入ならびに製造販売。
- (2) 建築土木用、機械製造用、電気機械製造用、計測用、輸送用、機械器具およびこれに関する物品の販売。
- (3) 清掃機器、洗浄機器等の中古機械器具およびこれに関する物品の仕入販売。
- (4) 工作油およびこれに関する物品の製造販売。
- (5) 家庭用電化製品の輸出入並びに製造販売。
- (6) 労働環境安全、衛生管理に関する物品の輸出入販売。
- (7) 以上に附帯する一切の事業。

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都江東区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2,200万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

3. 当社の株主名簿、新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者および議長)

第14条 当社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで书面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 当会社の株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 当会社の株主またはその法定代理人は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第18条 当会社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第19条 当会社の取締役は10名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 当会社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役、役付取締役および相談役)

第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役社長を選定するほか、必要に応じて取締役会長1名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役、相談役若干名を選定することができる。

(招集者および議長)

第23条 当会社の取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により他の取締役がこれに代る。

(取締役会の招集通知)

第24条 当会社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第25条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第26条 当会社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

（取締役会規程）

第27条 当会社の取締役会に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第28条 当会社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（社外取締役の責任限定契約）

第29条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査役および監査役会

（員数）

第30条 当会社の監査役は4名以内とする。

（選任方法）

第31条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第32条 当会社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（補欠監査役の選任に係る決議の効力）

第33条 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第35条 当会社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 当会社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会の議事録)

第37条 当会社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規程)

第38条 当会社の監査役会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第39条 当会社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第40条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会で再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計算

（事業年度）

第44条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第45条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日までとする。

2. 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2. 未払の利益配当金または中間配当金には、利息を付けないものとする。